

事務連絡

平成27年6月10日

各 { 府県衛生主管部（局）
大学（医学部）附属病院
を置く国公立大学
看護系大学院
を置く国公立大学
国公立医科大学
（医学部）附属病院
看護師特定行為・業務
試行事業実施指定施設
関係団体 } 御中

厚生労働省近畿厚生局

健康福祉部医事課長

看護師の特定行為研修に関する説明会の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は同年4月1日から施行）されます。

つきましては、医療現場における本制度の理解促進及び特定行為研修を行う指定研修機関を確保するため下記のとおり説明会を開催しますので、御案内致します。

記

1. 日時、場所

平成27年8月5日（水）13時30分 ～ 15時45分 （受付：13時～）

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 4階講堂

2. 目的

- ・ 医療関係者の特定行為に関する理解を深め、特定行為研修の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場での活躍の推進を図る。
- ・ 指定研修機関の確保及び指定申請書等の手続きの円滑化を図る。

3. 対象

- ① 近畿厚生局管内の医療機関等に所属する医療関係者等
- ② 看護師の特定行為研修機関の指定を検討している者

4. スケジュール

	所要時間	対象	備 考
第1部：本制度の概要	60分	3.①及び②	※質疑応答10分を含む
休憩	15分		※第2部に出席されない方は、休憩時間内の退席をお願いします
第2部：指定研修機関の指定の申請に係る手続き等について	60分	3.②	※質疑応答30分を含む

5. 定員

100名程度（1施設あたり2名以内）

6. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、当課ホームページ内「看護師の特定行為研修に関する説明会参加申し込みフォーム」からお申し込みください。

なお、申し込みが定員数に満了した時点で締め切りとなります。

*近畿厚生局健康福祉部医事課 特定行為に係る看護師の研修制度ページ

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iji/nurse_tokuteikoui.html

<問い合わせ先>

近畿厚生局 健康福祉部 医事課

担 当： 宮 地

TEL：06-6942-2492

E-mail：tokutei-kinki@mhlw.go.jp